

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定によつて、原山土地改良区の設立を平成二十七年三月二十七日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十七年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦